



保険セクターの国際的な 規制の動向

(Vol. 23, 2022年5月～6月)



保険セクターの国際的な規制の動向（2022年5月～6月）

内容

A: EBA、健全性規制における環境リスクへの対応を検討（5月2日）	3
B: ESMA、IFRS 17の実施に関するパブリック・ステートメントを公表（5月13日）	4
C: NGFS、気候関連リスクの差異に関するレポートを公表（5月19日）	5
D: 英 BoE、気候シナリオ分析の結果を公表（5月24日）	7
E: 米 SEC、ESG 開示規制の改正案を公表（5月25日）	10
F: 加 OSFI、気候リスク管理および開示に関するガイドライン案を公表（5月26日）	11
G: NGFS、2022～2024年の作業計画を公表（5月30日）	13
H: 星 MAS、金融機関の環境リスク管理にかかる取組みに関するペーパーを公表（5月31日）	14
I: ESAs、AML/CFT 規制違反に起因する免許の取消しに関するレポートを公表（6月1日）	16
J: 馬中銀、クラウド・サービスの利用にかかるガイドライン案を公表（6月3日）	18

A: EBA、健全性規制における環境リスクへの対応を検討（5月2日）

- 欧州銀行監督機構（EBA）は、8月2日を期限として、信用機関（credit institutions）および投資サービス会社（investment firms）の健全性規制の枠組みにおける環境リスクの役割に関するディスカッション・ペーパーを市中協議に付した。同ペーパーは、健全性規制の枠組みの第1の柱で環境リスクをどのように取り扱うかを検討するもの。主な内容は以下のとおり。

<p>全般</p>	<ul style="list-style-type: none"> 健全性規制上の取扱いを変更するための根拠の評価に際しては、環境目的に関連する、もしくは、環境の影響を受ける（以下、「環境関連の」）エクスポージャーのリスクの差異（risk differentials）や特定のリスク・プロファイルに関する実証的な証拠を収集し、その上で、現行のルールがそれらに対処できるかどうかを評価することが重要となる。 リスクベースのアプローチが健全性規制における環境関連のエクスポージャーの取扱いにどのように正確に反映され得るかを検討するに際しては、補助的もしくは懲罰的要素を取り入れるのではなく、現行の第1の柱の枠組み内での高度化を指向すべきである。 現行の第1の柱の枠組みの役割、リスクの測定のための過去のデータにおける環境関連の属性の欠如、環境リスクに関するフォワードルッキングな情報の関連性などから、環境リスクのフォワードルッキングで非線形な性質についてさらに検討の余地がある。
<p>信用リスク</p>	<ul style="list-style-type: none"> 標準的手法：外部格付に環境要素を取り込む、あるいは、デュー・ディリジェンス要件を環境リスクにまで拡大することなどにより、環境リスクを標準的手法に取り入れることが考えられる。 内部格付手法（IRB）：環境リスクに対応するためには、リスクをフォワードルッキングにモデリングする必要があるところ、IRB枠組みのどの部分にフォワードルッキングな観点を取り入れることができるかを慎重に検討する必要がある。IRB枠組みに調整を加えることが信用リスクの計測の正確性を低下させることとなってはならない。 調整係数：健全性規制、もしくは、公共政策の観点から、環境関連の調整係数を健全性規制に入れるべきという議論があり（後者はEBAが支持するアプローチではない。）、そのような手法にはPros/Consがある。非期待損失に対するリスクベースの資本要件を維持するという原則を堅持することが重要である一方、何らかの手法を検討する必要がある。
<p>市場リスク</p>	<ul style="list-style-type: none"> 市場リスクの影響を受ける金融商品は、多くの場合、環境リスクの影響を受け得る。しかしながら、その程度を定量化することは困難である。例えば、過去のデータのみでは内部モデルが環境リスクについて説明できない場合、金融機関に対してその影響を推計するよう求めることが一つの方法として考えられる。
<p>オペレーショナル・リスク</p>	<ul style="list-style-type: none"> オペレーショナル・リスクの規制枠組みを適応させる潜在的なニーズを分析する上で大きな課題となるのは、環境要素が銀行に固有のオペレーショナル・リスクにどのような影響を与えるのかを識別するデータが不足していること。まずは、銀行に対して、オペレーショナル・リスクによる損失のトリガーとしての環境要素を特定することを求めることから始めることが妥当なアプローチである。また、フォワードルッキングな要素を規制の枠組みに取り込むにしても、エビデンスやデータに基づく検討が不可欠である。

集中リスク	<ul style="list-style-type: none"> 環境リスクを明示的に取り扱うために現行の大口信用供与規制を改正することは、規制の目的や設計の見直しにつながり得るため、正当化されない可能性がある。他方で、「環境リスクに対するエクスポージャーの上位〇件」という形であれば、現行の規制の下でも対応し得る。 環境リスクに対するエクスポージャーが大きい企業に対する新たなモニタリングや、報告もしくは集中制限の要件を設けることも一つの方法。しかしながら、新たな集中制限は、企業の低炭素等への移行を妨げるものとなってはならない。
結論	<ul style="list-style-type: none"> 健全性規制は、引き続き、リスクベースでエビデンスベースであるべき。したがって、現行の健全性規制の枠組みを見直す場合には、慎重な検討が必要である。 第1の柱における所要資本の計算は、客観的で、観察可能な価額に基づくべきである。 環境リスクへの対応は、第1の柱だけでなく、第2の柱においても検討されるべき。

インプリケーション：銀行の資本規制の第1の柱において環境リスクをどのように取り扱うべきかを議論している、興味深いペーパーである。「リスクベース、かつ、エビデンスベースであるべき」、「補助的もしくは懲罰的な要素を入れるべきではない」、「公共政策の観点からの調整を加えるべきではない」という点は、健全性監督当局が発するメッセージとして適当なものであると考えられる。今後の見通しについて、一つには、フォーワードルッキングで非線形な環境リスクの性質と、リスクベース、エビデンスベース、データベースという資本規制の基本的な要素との関係をどのように整理できるかがポイントであると考えられる。また、本ペーパー、および、記事Cで取り上げているNGFSのレポートで言及があるとおり、第2の柱での検討を先行させるというアプローチがより現実的であるとも考えられる。いずれにせよ、こうした議論は、保険の資本規制でも必要となってくるものと考えられる。その際、自然災害リスクの文脈では、比較的スムーズに議論が進展することも想定され得る。

(出所) EBA 'EBA launches discussion on the role of environmental risks in the prudential framework'

B: ESMA、IFRS 17 の実施に関するパブリック・ステートメントを公表（5月13日）

- 欧州証券市場監督機構（ESMA）は、一貫した、質の高いIFRS 17の実施を促すことを目的としたパブリック・ステートメントを公表した。ESMAは、その中で、発行者（issuers）に対して、財務諸表の利用者がIFRS 17の適用による潜在的な影響を評価できるよう、目的適合性があり、比較可能な情報を財務諸表において開示することの必要性を指摘した。具体的には、ESMAは、IFRS 17の適用の影響が重大である場合、発行者が、①割引率の計算方法や契約の集約の水準に関する要求事項をどのように適用するかなどの重要な会計方針の選択に関する情報を提供し、②財務諸表の利用者に有用な形で予想される影響を分解し、③IFRS 4における契約の分類に適用されていた会計原則と比較した場合の変更やその主な要因を財務諸表の利用者が理解できるように影響の内容を説明することなどを期待している。
- また、ESMAは、IFRS 17の適用による潜在的な影響の評価に関連する、合理的に見積り可能な情報は、2022年の中間財務諸表の作成時点で入手可能であり、また、2022年の年次財務報告までにはより詳細な情報が入手可能であることから、①2022年の中間財務諸表では、会計方針の変更やそれが財務諸表に与える影響（純資産の額への影響や2022年期初における契約上のサービス・マージン（CSM）の額等の定量情報を含む。）を開示することが適当である、②2022年の年次財務諸表では、IFRS 17の適用による定量的な影響を開示し、また、変化について説明することが期待される、との見解を示している。
- 加えて、ESMAは、予想される影響に関する望ましい開示の事例として、以下の事項等を示している。
 - 保険契約が保険会社の財政状態、経営成績およびキャッシュフローに与える影響を財務諸表の利用者が評価で

きるよう、重要な判断、見積り（estimates）および会計方針について関連する情報が開示されるべき。

- 特に、金融コングロマリットである発行者は、IFRS 17の適用が健全性指標に与え得る影響に関する情報を開示すべき。
- 保険負債、資産、純資産、包括利益（保険収益を含む。）、保険契約のポートフォリオの利益の予想パターンの変化など、現行の会計処理とIFRS 17とで数字が異なるものについて説明を加えるべき。
- 特に、利用者がIFRS 17が財務諸表に与える影響を理解できるよう、発行者は詳細な情報（以下のものを含む。）を開示することが期待される。

<ul style="list-style-type: none"> • 範囲除外（scope exceptions） • 集約の水準の要求事項 • 年次コホートの要求事項を適用しないポートフォリオ（該当する場合） • 割引率の決定のメソッドロジー • 非金融リスクに対するリスク調整の閾値やメソッドロジー • 保険料配分アプローチおよび変動手数料アプローチの適用範囲、カバー単位や契約上のサービス・マージン（CSM）の解放の予想されるパターンを決定するアプローチ、契約上の境界線や投資要素の決定、ならびに、保険金融収益もしくは費用 • 移行アプローチ 	<ul style="list-style-type: none"> • IFRS 17の適用が財政状態、経営成績および純資産の部に与える定量的な影響（既知または合理的に予測可能である場合） • IFRS 17とIFRS 9の実施における相互作用に関する情報（両基準を適用する際の会計上のミスマッチを回避するための会計方針の選択の利用に関する情報、その他の包括利益計算書または損益計算書における割引率の変更の表示のための会計方針の選択の適用に関する情報など） • 既知または合理的に予測できないことにより定量的な情報が開示されない場合、利用者が予想される財政状態への影響の大きさを理解できる追加的な定性情報
---	--

インプリケーション：本パブリック・ステートメントは、欧州において上場している保険会社など、財務諸表の作成者にとっては、IFRS 17の導入に際して開示することが期待されている情報の範囲や内容が一定程度明確になったという意味で、意義のあるものであると考えられる。また、財務諸表の利用者の視点からは、欧州の保険会社がどのような粒度でどのような情報を開示するのか、IFRS 17の導入が保険会社の財政状態や経営成績にどのような影響を与えるのか、また、保険会社が開示する情報に対して市場がどのように反応するかなどを確認できる、有用な機会となる。

（出所）ESMA ‘ESMA MAKES RECOMMENDATIONS FOR DISCLOSURES OF EXPECTED IMPACTS OF IFRS 17 APPLICATION’

C: NGFS、気候関連リスクの差異に関するレポートを公表（5月19日）

- 気候変動リスク等に係る金融当局ネットワーク（NGFS）は、「気候関連リスクの差異（risk differentials）の把握」、「信用格付と気候変動：中央銀行オペレーションへの課題」と題する2種類のレポートを公表した。前者のレポート「気候関連リスクの差異の把握」の主な内容は以下のとおり。

<p>背景</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 監督当局は、気候関連のリスクおよび環境リスク（以下、「気候・環境リスク」）を監督上の枠組みに取り組む努力を続けており、第1の柱における資本要件の調整の検討もその一つ。 • 本レポートは、2020年にNGFSが公表したステータス・レポートのフォローアップとして、第1の柱の資
------------------	---

	<p>本要件に資産の「グリーンさ」に基づく調整を加える根拠を検討するもの。なお、そのような調整は、「リスクの差異は、移行リスクに対する非グリーン資産の潜在的なエクスポージャーから生じ得る」という理論に基づいている。</p>
<p>主な気付き</p>	<ul style="list-style-type: none"> • グリーンと非グリーンの資産および活動の間における信用リスクの潜在的な差異を定量化しようとする試みについて調査した結果、事後的なリスクの差異に関する実証的な証拠は依然として限定的であることが明らかになった。 <ul style="list-style-type: none"> - ごく少数の金融機関がバックワードルッキングなリスクの差異分析を行っているものの、強固な結論を導き出せてはいない。 - 信用格付機関（CRAs）のメソドロジーやリサーチ結果の分析からも、信用格付とエンティティに影響を与えるESG信用要素との間の相関について、明確で直接的な関係は認められなかった。ESG要素は信用格付プロセスにおいて勘案されているものの、CRAsによるバックテストは、ESG要素の信用格付への影響を分解しようとはしていない。 • メソドロジーおよびデータに関する課題もあり、リスクの差異分析を行うことは容易ではない。 <ul style="list-style-type: none"> - グリーン／非グリーンの分類のアプローチは各金融機関で区々であり、そのことは、リスクの差異の正確で一貫した評価の妨げとなる。 - 分類は、活動もしくは資産レベルで行われるに留まり、カウンターパーティ・レベルでの潜在的なグリーン／非グリーンのリスクの差異という形には帰結しない。 - 資産のリスク・プロファイルは、現状のリスクの差異分析において必ずしもコントロールされない（個別的な、もしくは、気候関連のリスクとは関連しない）要素に大きく依存している。 - 過去のデータに基づく伝統的なリスクの差異分析は、バックワードルッキングであり、また、潜在的に長期である時間軸や、気候関連のリスクの具現化の可能性の不確実性と非線形性について十分に説明できない。 • 調査対象の金融機関（97社）は、気候関連のリスクを特定し、評価するため、フォワードルッキングなメソドロジーを用い始めている。 <ul style="list-style-type: none"> - 金融機関およびCRAsが開発したメソドロジーは、分類ベースのバックワードルッキングなリスクの差異分析から、気候関連のリスクに対するカウンターパーティの脆弱性を、より詳細で、かつ、フォワードルッキングに評価する方向に向かっていることを示している。 - さらなる分析に値し得るリスクの差異の観点は、グリーン、移行準備完了、移行準備未了の企業とそれらの企業の移行計画の信頼性の関係である。金融機関のフォワードルッキングなアプローチ（カウンターパーティの移行計画の信頼性を分析するためのメソドロジーや、シナリオ分析やストレス・テストに関連するメソドロジーを含む。）は、さらなる改良の必要がある。
<p>今後の展望</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 今回の調査を通じて、NGFSは、気候・環境リスクに対する金融機関のレジリエンスを向上し得る、監督当局のための主要な作業分野（以下のものを含む。）を特定した。 <ul style="list-style-type: none"> - 監督当局は、シナリオ分析やストレス・テストを通じて明らかになった潜在的なリスクの差異

	<p>の範囲についての理解を高め、それが個々の金融機関レベルでどのような状況であるのか、また、カウンターパーティによる気候の緩和と適応の戦略において最終的にどのように勘案し得るのかについて理解を深め得る。</p> <ul style="list-style-type: none"> - 移行リスクの管理とモニタリングをフォワードルッキングな方法で高度化するため、監督当局は、金融機関がカウンターパーティの移行計画を検討することの妥当性や程度を調査し得る。監督当局は、移行リスクに対するエクスポージャーの分析やそのリスクの管理において金融機関がカウンターパーティの移行計画を勧案するよう、監督上の期待を示し得る。 • 監督当局は、上記の作業等を行うことを通じて、気候・環境リスクとの関係で、現行の資本規制の枠組みをどのように調整することが適当であるかを決定するためのさらなる分析や議論に貢献できる。 - データやメソッドロジーの限界から、過去のデータに基づく伝統的なリスクの差異分析を用いて第1の柱に調整を加えることは引き続き課題である。 - 他方で、個々の金融機関が直面している重大で特異な気候・環境リスクを取り扱う際、第2の柱での対応を検討する余地は大いにある。 - また、気候・環境リスクを第3の柱の要件の中で検討することも有益となり得る。
--	--

インプリケーション：「グリーン／非グリーン間の信用リスクに潜在的な差異が存在することに関する実証的な根拠は依然として不十分である。第1の柱の資本要件にグリーン／非グリーンに関する調整を加えることを正当化するためには、さらなる分析が必要である。」というのが本レポートのキー・メッセージである。記事Aのインプリケーションでも言及したとおり、今後さらなる検討が期待されるテーマであると考えられる。金融機関には、例えば第2の柱でどのような対応ができるのかを検討し、また、第1の柱で対応する場合にはどのような課題が生じ得るかなどについて監督当局と議論するなど、プロアクティブな対応が期待される。

(出所) NGFS ‘NGFS publishes two new documents on climate-related risk differentials and credit ratings’

D: 英 BoE、気候シナリオ分析の結果を公表 (5月24日)

- 英国イングランド銀行 (BoE) は、2021年に実施した「気候変動にかかる隔年の試験的な (exploratory) シナリオ分析 (CBES) 」¹の結果を公表した。結果のうち、特に、保険セクターに関連するものの概要は以下のとおり。

シナリオ	<ul style="list-style-type: none"> • 早期対応 (Early Action : EA) : 2050年頃までに二酸化炭素の排出量がネットゼロ、気温の上昇は2050年までに1.8°C、21世紀末までに1.5°C。 • 遅延対応 (Late Action : LA) : ネットゼロへの移行対応は遅れるものの、気温の上昇は2050年までに1.8°Cに抑えられ、世紀末までその水準が継続。英国の失業率は8.5%に達する。 • 無対応 (No Additional Action : NAA) : 移行対応が行われず、2050年までに気温が3.3°C上昇。英国および米国の株価は、それぞれ20%、25%下落。
参加金融機関	<ul style="list-style-type: none"> • 銀行 : Barclays、HSBC、Lloyds Banking Group、Nationwide Building Society、NatWest Group、Santander UK、Standard Chartered (英国の銀行融資の約70%をカバー)

¹ シナリオの概要等は、「保険セクターの国際的な規制の動向 (Vol. 11, 2021年5月~6月)」記事Mを参照。
https://www2.deloitte.com/content/dam/Deloitte/jp/Documents/financial-services/ins/202106_ins_regulation.pdf

	<ul style="list-style-type: none"> • 生保：Aviva、Legal & General、M&G、Phoenix、Scottish Widows（資産ベースで英国の生保市場の約65%をカバー） • 英国損保：Allianz Holdings plc、Aviva、AXA、Direct Line、RSA（総収入保険料ベースで英国の損保市場の約60%をカバー。Allianz、AXA、RSAは英国拠点のみ。） • 国際的な損保：AIG（英国拠点のみ）、Society of Lloyd's（10シンジケート。保険料ベースでロイズの財物・賠償責任保険の約40%をカバー。）
気候リスク管理のケイパビリティ	<ul style="list-style-type: none"> • 保険会社は、銀行と同様に、既存のリスク・ガバナンスの枠組みへの気候リスクの取込みを進めている。 <ul style="list-style-type: none"> - 多くの保険会社は、投資ポートフォリオのネットゼロを実現する目標期限を定めているほか、いくつかの保険会社は、目標に対する進捗を管理し始めている。 - ほとんどの損保は、引受にかかる定量的および定性的なリスク・アパタイトは設定していない。他方で、いくつかの保険会社は、炭素集約型のセクターにおける保険の引受を回避し始めている。 - ストレス・テストに参加した保険会社の約半数は、気候シナリオをORSAレポートにおけるストレス・テストやシナリオ・テストに含めている。企業向けのエクスポージャーのモデル化に関し、いくつかの生保は、それを内製化するための投資を行っている。 • 保険会社は、投資資産の潜在的な損失を推計するためのデータの課題に直面している。 <ul style="list-style-type: none"> - 特に、企業の排出量、所在地およびサプライ・チェーンに関するデータが不足している。 - 多くの保険会社が純利益から株価を導く簡易な線形モデルを利用しているところ、そうしたモデルでは、企業のレバレッジが金融資産の評価に与える影響を十分にとらえることができないといった課題がある。損保の損失推計モデルも、外部モデルの柔軟性が十分でないことに起因する課題を有している。 • CBESにおける物理的リスクの評価およびモデル化の能力は、保険会社間で区々である。 <ul style="list-style-type: none"> - 保険会社は、英国内陸および沿岸の洪水を高い地理的粒度でモデル化できている。より洗練された保険会社は、外部モデルの限界を特定し、必要な調整を加えることができている。そのような保険会社が算出した損失見積り額は、そうでない会社の見積り額と比べ、より高くなっている。
気候リスクへのエクスポージャー	<ul style="list-style-type: none"> • 生損保とも、NAAシナリオが最も重大な影響を及ぼし得る。生保については、資産価格が15%超低下することで、損保については、物理的リスクの増加により年間平均損失が50~70%増加することで、それぞれ影響を受ける。他方で、保険会社は、保険金支払いの増加は、最終的には保険料の上昇や保険カバーの利用可能性の低下により落ち着くと想定している。 • 保険会社の資産への影響 <ul style="list-style-type: none"> - 保険会社の資産価値は、保有する株式の価値の下落と社債の格付の低下やデフォルトなどにより、NAAシナリオでは15%下落する（早期対応シナリオでは8%、遅延対応シナリオでは11%）。

	<ul style="list-style-type: none"> - NAAシナリオでは、生保の投資損失の総額2,000億ポンドの約90%が保険契約者に移転される、もしくは、マッチング調整などを通じてバランスシートで吸収される（ため、株主が負担することとはならない）。 • 損保の保険負債への影響 <ul style="list-style-type: none"> - 保険会社の試算では、NAAシナリオにおいて、英国および米国のエクスポージャーの年間平均損失が2050年末までにそれぞれ約50%、70%上昇する。BoEのスタッフの分析では、損失の額はより大きくなる。 - NAAシナリオにおける英国の損保の損失は、地理的に集中している。4桁の郵便番号地区の10%が、NAAシナリオにおける英国の個人向け保険の年間損失の増加の2/3を占める。 • 訴訟リスク <ul style="list-style-type: none"> - CBESの一環として気候関連の訴訟リスクにかかる評価も実施した。多くの参加保険会社にとっては初めての経験であった。 - いくつかの保険商品は、気候関連の訴訟リスクに対するエクスポージャーを有している可能性がある。会社役員賠償責任保険（D&O保険）がその一例であり、グリーンウォッシング、忠実義務違反、炭素排出への間接的な金融の提供の3つのケースに特に脆弱であると考えられる。 - 保険料の更改により一定程度のリスクは緩和できるものの、保険料が高額になりすぎる、あるいは、保険が提供されない、といったことも生じ得る。
<p>気候リスクへの対応</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 移行シナリオ <ul style="list-style-type: none"> - 損保は、再生エネルギー・プロジェクトや、バッテリー、燃料電池技術を開発している企業に対して保険を提供することなどにより、ネットゼロへの移行によって創出され得る機会にビジネスを拡大していくことを計画している。 - 生保は、グリーン資産や再生エネルギー、脱炭素不動産に投資することを計画している。しかしながら、保険会社は、そうした機会をとらえる能力は、資産が真にグリーンであることを識別するための適切な指標の開示に依拠すると考えている。また、いくつかの保険会社は、グリーン投資の急増が資産価格を過度に上昇させ得ることを懸念している。 - 保険会社は、銀行と同様、炭素集約型のセクターへのエクスポージャーを縮小することを企図しているものの、期待されるポートフォリオの変化は、銀行の場合と比べるとそれほど大きくない。このことは、顧客の移行を支援するためのエンゲージメントに戦略上の重点を置いていることを示している。 - 銀行や保険会社が炭素集約型のセクターに対するエクスポージャーを削減していくこととなると、いくつかの企業セクター（特に、炭素集約型のセクター）は、移行が進展する中、特に銀行からの金融にアクセスすることに苦労し得るという可能性を高める。化石燃料の生産者に対する信用供与の制限は、サステナブルな代替エネルギーやエネルギー効率性の改善への新たな投資を上回り得る。こうした移行が慎重に管理されない場合、ビジネスや消費者、さらには金融セクターに大きな影響を与え得る。

	<ul style="list-style-type: none"> • NAAシナリオ <ul style="list-style-type: none"> - 銀行、保険会社とも、NAAシナリオでは新たな機会を多く見出せていない。 - 損保は、物理的リスクの増加に伴い、保険料を引き上げることを計画している。損保商品の契約期間は一般的には一年であることから、保険料の引上げは迅速に行い得る。また、現行法で定められているとおり、洪水再保険スキームが2039年に終了する場合、不動産に対する保険は購買可能でなくなり、英国の家計の洪水保険のカバレッジは急激に低下する。しかしながら、家計の大多数は、引き続き保険を購入することができる。 - 保険を購入できない家計や企業は、銀行融資へのアクセスの面でも困難に直面し得る。
--	---

■ 英国健全性監督機構（PRA）のウッズCEOは、CBESの結果公表と同日に行われたスピーチにおいて、気候変動と資本規制について以下のような発言をしている。

- 気候変動は、銀行および保険会社に損失をもたらす。そうした中において、金融機関は、实体经济にサービスを提供し続けるレジリエンスを有する必要がある、資本要件は、それを確保する重要な構成要素となる。他方で、資本は気候変動の財務上の結果に対応することはできるが、資本要件を調整することで気候変動の原因を直接的に対応することが最善の方法であるとは考えていない。
- 我々の焦点は、金融システムが気候変動から生じるリスクに耐え得ることを確保することに置かれる。資本規制が気候リスクを効果的に捉えるためには、①時間軸などの規制の枠組みにおけるギャップ、②データなどのケイパビリティ・ギャップに対応していく必要がある。

インプリケーション：気候リスクへの対応の中で、秩序立った移行が行われない場合には、ビジネスや消費者、金融セクターにネガティブな影響を及ぼす可能性があることを指摘している点は、特筆すべき点の一つであると考えられる。この観点から、BoEやPRAが、中央銀行あるいは金融監督当局として、監督下にある金融機関のネットゼロへの移行に向けた行動をどのように監督していくか（どのような監督アプローチを採るか）は注目に値する。また、気候リスクへの対応に関し、保険会社と銀行の行動の違いに言及している点は興味深い。

（出所）BoE ‘Bank of England publishes results of the 2021 Biennial Exploratory Scenario: Financial risks from climate change’

E: 米 SEC、ESG 開示規制の改正案を公表（5月25日）

■ 米国証券取引委員会（SEC）は、ファンドおよびアドバイザー向けのESG開示規制の改正案を60日間の市中協議に付した。その目的は、ファンドやアドバイザーがその商品やサービスにESG要素の取り込んでいる中、一貫した、比較可能な、信頼性の高い情報が投資家に向けて提供されることを促すこと。背景および改正案の概要は以下のとおり。

- 背景：ESGに対する投資家の関心が急速に高まる中、ESG関連の投資商品やアドバイザー・サービスへの資本の流入も大きく増加している。他方で、投資家の意思決定に資するようなESG投資向けの開示要件や共通の開示枠組みが整備されていない。
- 改正案の概要
 - ESG戦略の開示：投資プロセスにおいてESG要素を勘案しているファンドは、その戦略にかかる追加的な情報を開示することを求められる。開示を求められる情報の量は、ファンドのESG戦略によって異なる。

- 影響および議決権行使もしくはエンゲージメントにかかる追加的な開示：特定のESGフォーカス・ファンドは、達成しようとする成果の影響や進展を評価するための主要な指標など、戦略に関する追加的な情報を開示することが求められる。また、議決権行使やエンゲージメントをESG戦略の重要な手法とするファンドは、それらの手法について追加的な情報を開示することが求められる。
- GHG排出量のレポート：投資戦略において環境的要素を勘案しているESGフォーカス・ファンドは、投資に関連するGHG排出量にかかる追加的な情報のほか、ポートフォリオのカーボン・フットプリントや加重平均炭素強度を開示することが求められる。ESG要素を一定程度勘案しているインテグレーション・ファンドは、メソドロジーやデータ・ソースなど、ファンドがGHG排出量をどのように考慮しているかにかかる追加的な情報を開示することが求められる。

インプリケーション：昨今の「ESGウォッシング」にかかる事案などを勘案すると、ESG開示に関する規制が強化される方向性は適当であると考えられる。

(出所) SEC ‘SEC Proposes to Enhance Disclosures by Certain Investment Advisers and Investment Companies About ESG Investment Practices’

F: 加 OSFI、気候リスク管理および開示に関するガイドライン案を公表（5月26日）

- カナダ金融機関監督庁（OSFI）は、8月19日を期限として、気候リスク管理に関するガイドライン案を市中協議に付した。同ガイドライン案は、①ガバナンスとリスク管理、②気候関連の財務開示、の2つのパートから成る。
- 「ガバナンスとリスク管理」パートの主な内容は以下のとおり。

ガバナンス	<ul style="list-style-type: none"> 金融機関は、気候変動と低炭素経済への移行の影響を、ビジネス・モデルおよび戦略において勘案する。その一環として、金融機関は、気候移行計画を策定し、実践する。 金融機関は、気候関連のリスクを管理するため、適切なガバナンス、方針、取組みを有する。その一環として、金融機関は、気候関連のリスクをリスク・アパタイトの枠組みおよび内部統制の枠組みに統合するとともに、ERMの枠組みに反映する。
リスク管理	<ul style="list-style-type: none"> 金融機関は、気候リスクに感応的な資産および負債を適切に評価し、また、それらのエクスポージャーをリスク・アパタイトの枠組みに沿って管理するためのプロセスを構築する。 金融機関は、気候関連の災害が重要な業務に与える影響を軽減する。
シナリオ分析とストレス・テスト	<ul style="list-style-type: none"> 金融機関は、気候関連のリスク・ドライバーが自身のリスク・プロファイル、事業戦略およびビジネス・モデルに与える影響を評価するため、気候シナリオ分析を利用する。金融機関は、規制上求められているストレス・テストの枠組みの一環として気候シナリオ分析を定期的に行い、また、そうすることが適当である場合、その結果を資本や財務計画のプロセスへのインプットとして利用する。 金融機関は、気候関連のリスクに対する十分な資本と流動性を確保する。

- 「気候関連の財務開示」パートの主な内容は以下のとおり。特に言及のあるものを除き、2023年10月1日もしくはそれ以降に終了する会計年度から開示することが期待されている。

開示項目	開示要件	適用対象
ガバナンス	<ul style="list-style-type: none"> 気候関連のリスクと機会にかかる取締役会の監視体制 気候関連のリスクと機会の評価および管理における経営陣の役割 	すべての保険会社
戦略	<ul style="list-style-type: none"> 金融機関が特定した短期・中期・長期の気候関連のリスクと機会 気候関連のリスクと機会が金融機関のビジネス、戦略、財務計画に与える影響 	すべての保険会社
	<ul style="list-style-type: none"> 2°Cより低いシナリオを含む、異なる気候シナリオを考慮し、金融機関の戦略のレジリエンス 	すべての保険会社（物理的リスクおよび移行リスクのシナリオ分析は2027年）
リスク管理	<ul style="list-style-type: none"> 金融機関が気候関連のリスクを特定、評価するプロセス 金融機関が気候関連のリスクを管理するプロセス 気候関連のリスクを特定、評価、管理するプロセスが金融機関の全体的なリスク管理にどのように統合されているかに関する記述 	すべての保険会社
指標と目標	<ul style="list-style-type: none"> 金融機関が、自らの戦略とリスク管理プロセスに即して気候関連のリスクと機会を評価する際に用いる指標 金融機関が気候関連のリスクと機会、および、目標に対する実績を管理するために用いる指標 	IAIGs（その他の保険会社については、ロードマップを参照）
GHG排出量	<ul style="list-style-type: none"> Scope 1およびScope 2のGHG排出量と関連するリスク 	すべての保険会社
	<ul style="list-style-type: none"> Scope 3のGHG排出量と関連するリスク GHG排出量の計算と開示に用いている報告基準（用いている基準がGHGプロトコルで無い場合、GHGプロトコルとの比較可能性に関する記述を含む。） 	IAIGs（IAIGs以外の保険会社は2027年）
IFRS S2 業界横断的指標	<ul style="list-style-type: none"> 物理的リスク：物理的リスクに脆弱な資産もしくは事業活動の金額と割合（IFRS S2パラグラフ21 (c)） 移行リスク：移行リスクに脆弱な資産もしくは事業活動の金額と割合（パラグラフ21 (b)） 気候関連の機会：気候関連の機会と整合した収益、資産もしくはその他の事業活動の金額と割合（パラグラフ21 (d)） 	IAIGs（その他の保険会社については、ロードマップを参照）

- なお、「気候関連の財務開示」にかかる2025年以降のロードマップは以下のとおり。

開示項目	開示が期待される項目
【2025年】 IFRS S2 業界横断的指標 (すべての保険会社)	<ul style="list-style-type: none"> • 資本の投入：気候関連のリスクと機会のための資本的支出、融資もしくは投資（IFRS S2パラグラフ21 (e)） • 内部の炭素価格：企業内で使われるCO2換算トンあたりの価格（企業が炭素価格を投資や移転価格、シナリオ分析などの意思決定にどのように適用しているかを含む。）（パラグラフ21(f) (i)） • 報酬：当期における経営陣の報酬のうち、気候関連の要素に影響を受ける割合（パラグラフ21 (g) (i)）
【2026年】 IFRS S2 Appendix B：保険セクター固有の開示要件 (気候関連のリスクに限定)	<ul style="list-style-type: none"> • 投資管理 <ul style="list-style-type: none"> - 投資資産の総額（セクターおよび資産クラスごと） - 気候リスクの要素を投資管理のプロセスと戦略に統合するアプローチに関する記述 • 責任ある行動を動機づけるための方針 <ul style="list-style-type: none"> - エネルギーに関連する正味収入保険料 - エネルギー効率性および低炭素技術に関連する正味収入保険料 • 気候リスクへのエクスポージャー <ul style="list-style-type: none"> - 引き受けた商品にかかる気象関連の自然災害からの予想最大損失 - モデル化された自然災害およびモデル化されていない自然災害によって生じた保険金の支払いに起因する金銭的損失の総額（イベントごと、地理的セグメントごと、総収入保険料・正味収入保険料ベース） - 個々の契約の引受プロセス、ならびに、保険会社のリスクおよび資本の十分性の管理に環境リスクを統合するアプローチに関する記述

インプリケーション：気候関連情報の開示に関し、国際サステナビリティ基準審議会（ISSB）が2022年3月に市中協議に付した「IFRS S2 気候関連の開示（案）²」を早くも取り込んでいる点、および、IAIGsとそれ以外の保険会社とに異なる実施のタイミングを提示している項目がある点、の2点は注目に値する。

（出所）OSFI ‘OSFI consults on expectations to advance climate risk management’

G: NGFS、2022～2024年の作業計画を公表（5月30日）

- 気候変動リスク等に係る金融当局ネットワーク（NGFS）が公表した作業計画の主な内容は以下のとおり。

WS/TF ()は議長所属組織	目的とタスク
監督に関するWS (カナダOSFI)	<ul style="list-style-type: none"> • 目的：気候関連および環境にかかるリスク（以下、気候・環境リスク）の監督上の枠組みと実務への統合に向け、NGFSメンバーの取組みを進展させること。

² IFRS S2 の概要は、「保険セクターの国際的な規制の動向（Vol. 21, 2022年3月～4月）」記事1を参照。

https://www2.deloitte.com/content/dam/Deloitte/jp/Documents/financial-services/ins/202204_ins_regulation.pdf

	<ul style="list-style-type: none"> 具体的には、①気候・環境関連の財務リスクの健全性監督の実態調査を行い、②移行計画や移行リスクへの対応における監督当局の役割を監督するための必要性や潜在的な方法を分析し、③気候・環境リスクのマイクロプルデンシャル監督への統合にかかる監督上の実務に関する情報を収集する。
シナリオの設計と分析に関するWS (欧州中央銀行)	<ul style="list-style-type: none"> 目的：気候シナリオ分析を行い、それが金融システム内でより広く利用されることを促進すること。 具体的には、①NGFSの気候シナリオを改善し、②NGFSの気候シナリオを定期的にアップデートし、③マクロ経済および金融安定の監督のためのシナリオベースの気候リスク分析に関する方法論的なガイダンスを提供し、④金融システム内におけるNGFSの気候シナリオの利用を促進する。
金融政策に関するWS (英国イングランド銀行)	<ul style="list-style-type: none"> 目的：気候変動およびそれを緩和するための行動について共通の理解を深めること。 具体的には、①気候変動およびネットゼロへの移行がマクロ経済に与える影響を分析し、②金融政策オペレーションの枠組みにおける気候変動の位置づけを明確にする。
中央銀行のためのネットゼロWS (イタリア中銀、ニュージーランド準備銀行)	<ul style="list-style-type: none"> 目的：サステナブルで責任ある投資、中央銀行自身の気候・環境リスクの開示、中央銀行の業務のグリーン化に関連する論点やアプローチについて、NGFSメンバーである中央銀行が議論する場を提供すること。
生物多様性の喪失と自然関連のリスクに関するTF (フランス中銀、オランダ中銀)	<ul style="list-style-type: none"> 目的：NGFSにおける自然関連のリスクの検討を本格化すること。 具体的には、①自然関連のリスクの分野における既存のノウハウ、イニシアティブ、リスクの伝播チャンネル、リソースおよび課題を整理し、②中央銀行や監督当局の行動指針となる自然関連のリスクに関する概念枠組みを開発し、③NGFSの各WSが自身の作業計画に自然関連のリスクをどのように取り込むべきかに関する提言を行い、④さらなるアクションの妨げとなるギャップを解消するため、外部のフォーラムやNGFSの専門家ネットワークと連携する。
キャパシティ・ビルディングと研修に関するTF (マレーシア中銀、国際決済銀行)	<ul style="list-style-type: none"> 目的：組織横断的で時限的なTFとして、インハウスの研修やキャパシティ・ビルディングの戦略の策定にかかる好事例を特定し、研修の需給を整理し、中央銀行および監督当局のスキルの向上を図ること。

インプリケーション：いずれのWS/TFも重要なタスクを抱えているところ、特に、そのアウトプットが金融セクターに直ちに影響し得るという意味で、監督に関するWSおよびシナリオの設計と分析に関するWSの活動は注目に値する。また、ネットゼロがマクロ経済に与える影響について、記事D（気候変動にかかる隔年の試験的な（exploratory）シナリオ分析（CBES））のインプリケーションで言及した「監督アプローチ」との関係がどのように整理されていくのかも興味深い点であると考えられる。

（出所）NGFS ‘NGFS publishes its 2022-2024 work program’

H: 星 MAS、金融機関の環境リスク管理にかかる取組みに関するペーパーを公表（5月31日）

- シンガポール金融管理局（MAS）は、一部の銀行、保険会社およびアセット・マネジャーを対象に実施したMASの環境リ

スク管理に関するガイドラインの実施状況のレビューの結果を、「情報ペーパー」として公表した。保険セクターの情報ペーパーの主な内容は以下のとおり。

<p>ガバナンスと戦略</p>	<ul style="list-style-type: none"> ガバナンス：保険会社（※調査対象となった16の保険会社。以下同様。）のほとんどは、環境リスクを定義し、リスク・インベントリーに取り込んでいる。また、多くの保険会社は、環境リスクの管理の監督に責任を有する取締役および（もしくは）上級経営陣を指定している。さらに、いくつかの保険会社は、サステナビリティ委員会を設置している。 戦略：ほとんどの保険会社は、ビジネスと事業環境に大きな影響を与える環境リスクと機会を管理するという目的を進展させるための戦略や計画を策定し、実行している。複数の保険会社は、グローバルなイニシアティブに参加することなどを通じて、サステナブルな経済への移行と気候変動への対応に貢献することを公にコミットしている。 リスク・アパタイト：ほとんどの保険会社は、リスク・アパタイトの枠組みにおいて環境リスクを取り扱うための施策を講じている。少数の保険会社は、保険契約者の炭素排出量の水準や投資先の収益のうち石炭による割合など、定量的なリスク・アパタイト指標を設けている。 レポートング：いくつかの保険会社は、コーポレート・ガバナンスやリスク・アパタイトと整合する、環境リスク管理にかかる顕著な事項について定期的にモニターし、報告し、取締役会や上級経営陣にエスカレートするプロセスや統制を有している。現状、取締役会や上級経営陣への報告の大半は定性的な情報であるものの、ストレス・テストの結果がソルベンシーや引受に与える潜在的な影響、石炭等のセクターへの引受エクスポージャー、グリーン資産の割合、スコープ毎のGHG排出量等の定量情報を報告している保険会社もある。 企業行動：保険会社は、戦略目標の進捗をモニターするためのKPIsを設定している。また、保険会社は、環境リスク管理をインセンティブ構造に関連付け始めている。
<p>リスク管理</p>	<ul style="list-style-type: none"> 方針と手続き：保険会社は、環境リスクを含む、関係する重要なリスクを特定し、定量化するERMの枠組みを有するべきである。いくつかの保険グループは、グループ全体で適用される、グループERMの枠組みを有している。 リスクの特定と評価：保険会社は、環境リスクが高いセクターを特定した後、セクター固有の方針を策定すべきである。いくつかの保険会社は、投資の制限などを設けている。 リスク管理とモニタリング：ほとんどの保険会社は、投資ポートフォリオの環境リスクの測定手法として、加重平均炭素強度などのツールや指標を用いている。 シナリオ分析：気候関連のリスク・ファクターを用いたシナリオ分析は、損保による引受ポートフォリオに関連する気候関連の大災害リスクのモデリングにおいて一般的に行われている。多くの保険会社は、監督当局が求める気候リスクのストレス・テストに加え、ORSAの一環として気候リスク・シナリオを統合している。
<p>保険引受</p>	<ul style="list-style-type: none"> 環境に関する事項の統合：すべての損保は、引受プロセスに環境リスク管理を統合している。いくつかの生保は、特定の人口区分の環境リスクに対する死亡率や罹患率の差異を評価するための調査を開始している。 意思決定：ほとんどの保険会社は、環境リスクの程度を評価する際、保険契約者の環境リス

	<p>クに対する取組みや意欲、能力などの要素を勘案している。再保険会社は、もっぱら出再保険会社に対して、環境リスクを勘案した引受方針を設けるよう懇請している。</p> <ul style="list-style-type: none"> 環境リスクの意思決定者へのエスカレーション：ほとんどの保険会社は、環境リスクの閾値を越える取引をエスカレーションするプロセスを有している。 引受エクスポージャーの測定とモニタリング：ほとんどの保険会社は、環境リスクに対する引受エクスポージャーをモニターし、評価するため、様々な定量および定性ツールを用いている。
投資	<ul style="list-style-type: none"> 継続的なモニタリング：ほとんどの保険会社は、投資ポートフォリオの環境リスクへのエクスポージャーをモニターし、評価するためのプロセスやシステムを有している。また、ほとんどのESG評価や格付、炭素排出量などを提供する外部のデータ・プロバイダを利用している。
開示	<ul style="list-style-type: none"> 開示の様式、頻度およびレビュー：保険会社は、年次の報告において環境リスクを開示しているほか、ウェブサイトなどで補完的な開示も行っている。 報告の枠組み：保険会社は、主にTCFD提言を気候関連リスクの開示の枠組みとして利用している。いくつかの保険会社は、TCFDに加え、GRI、SASB、CDPなどの枠組みも利用している。 保証：ほとんどの保険会社は、開示にかかる外部の保証を受けていないほか、内部監査機能による内部的な保証も得ていない。少数の保険会社は、GHG排出量など、限定的な範囲で、外部の保証を受けている。

インプリケーション：シンガポールの保険会社において環境リスクの管理にかかる取組みが進展していることを伺うことができる内容のペーパーである。ネットゼロのためのグラスゴー金融連合（GFANZ）は2022年6月、アジア太平洋（APAC）ネットワークを立ち上げ、そのオフィスシンガポールに置くことを発表した³。同オフィスは、シンガポール証券取引所やMASが支援していくこととなっている。こうしたことから、シンガポールにおける環境リスクにかかる取組みは今後より一層進展するものと考えられる。また、そのことは、シンガポールに拠点を有する日本の金融機関にも影響を及ぼし得るものと推察される。

（出所）MAS ‘Information Papers on Environmental Risk Management’

I: ESAs、AML/CFT 規制違反に起因する免許の取消しに関するレポートを公表（6月1日）

- 欧州監督機構（ESAs。欧州銀行監督機構（EBA）、欧州保険・年金監督局（EIOPA）、欧州証券市場監督局（ESMA）から成る。）は、マネーロンダリングおよびテロ資金供与対策（AML/CFT）規則の重大な違反に対する免許の取消しに関する法令や実務の一貫性に関する分析を提供するレポートを公表した。主な内容は以下のとおり。

背景	<ul style="list-style-type: none"> 2018年12月に公表された「AMLに関する欧州理事会行動計画」の目的5は、EBA、ESMA、EIOPA、健全性監督当局およびAML監督当局に対し、免許（authorisation）の取消しに関する観点を明確にすることを求めている。同目的は、具体的な行動として、以下の4点に言及している。 <ul style="list-style-type: none"> - AML/CFT規則の重大な違反が認められた際における、健全性監督当局の裁量の程度および免許の取消しの基準を明確にすること。 - 資本要件指令（CRD）においてAML/CFT規則の重大な違反に言及している用語の解釈
----	---

³ 出所：GFANZ ‘GFANZ Launches Asia-Pacific Network to Support Asia-Pacific Financial Institutions’ Move to Net Zero’

	<p>の一貫性を確保すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> - 銀行の重要な機能の維持の必要性、破綻処理当局の関与、預金保険制度による預金保険や預金の払戻しの一時停止など、免許の取消しの影響にかかる一貫した検討を確保すること。 - ML/TFリスクやAML/CFT規則の違反に起因する健全性にかかる懸念に対応するため、健全性監督当局が利用できる手法を特定すること。 <ul style="list-style-type: none"> • 目的5は、上記のマנדートが健全性監督当局とAML監督当局との間の協力を通じてESAsによって果たされることを期待している。本プロジェクトは、EUの金融セクターのAML/CFTに関する協力とモニタリングをリードするEBAが中心となって進められた。
<p>結論</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 免許の取消しの意思決定における裁量の程度 <ul style="list-style-type: none"> - ESAsは、全セクターの法律が、「監督当局は、免許付与の条件として、免許申請者のML/TFリスクに対するエクスポージャーを明示的に評価する」旨を規定すること、また、想定される取極め、プロセスおよびメカニズムが健全で実効的なML/TFリスクの管理とAML/CFT要件の遵守を確保できるようにすること、がそれぞれ適切であると考えている。 - 保険募集指令（IDD）に関し、EIOPAは、保険仲介者や保険会社の登録や免許を取り消すための明確な根拠を盛り込むことを提言する。 - 暗号資産と法定通貨の交換サービスやカストディアン・ウォレットの提供者に関し、ESAsは、暗号資産市場規制（MiCAR）が被規制・監督業者の健全性監督にAML/CFTに関する事項を適切に取り込む必要性を強調することが適切であると考えている。 • CRDにおけるAML/CFT規則の重大な違反の解釈の一貫性 <ul style="list-style-type: none"> - ESAsは、①AML/CFT監督当局が検討すべき重大な違反の目線を本レポートで示しているが、文脈を勘案する必要があり、したがって、重大な違反であるか否かはケース・バイ・ケースで判断されるべきである、また、②健全性監督当局による免許の取消しの判断は、AML/CFT監督当局による「重大な違反」の評価を踏まえることとなるものの、いずれにせよ、免許の取消しは最後の手段である、と考える。 • 免許の取消しの影響 <ul style="list-style-type: none"> - 破綻の可能性（failing or likely to fail: FOLTF）の評価が免許の取消しのための必要条件であるか否かに関し、EBAは、法令が策定中であることもあり、判断を先送りすることが適当であると考えている。 - 破綻処理との関係について、ESAsは、破綻処理当局およびAML監督当局との連携が重要であると考えているものの、何らかの基準やガイダンスを設けるには時期尚早である。 • 健全性監督当局の監督ツールの特定 <ul style="list-style-type: none"> - 銀行セクターでは、最近のCRDのアップデートなどにより、包括的な枠組みとなっている。他のセクターでも規制枠組みのアップデートが進行中。

インプリケーション：AML/CFTの文脈で金融機関の破綻処理が論点として取り上げられている点は非常に興味深い。免許の取消しは、AML/CFT規則の重大な違反が認められた場合に監督当局が用いることのできる監督上のツールの一つであると考えられるものの、そのツールをシステム上重要な金融機関に対して適用する場合には、慎重な検討が必要となろう。

(出所) EIOPA ‘The ESAs publish the joint Report on the withdrawal of authorisation for serious breaches of AML/CFT rules’

J: 馬中銀、クラウド・サービスの利用にかかるガイドライン案を公表（6月3日）

- マレーシア中銀（BNM）は、7月15日を期限として、クラウド・サービスの利用にかかる主要なリスクの評価と内部統制の整備のためのガイドライン案を市中協議に付した。主な内容は以下のとおり。

クラウド・ガバナンス	<ul style="list-style-type: none"> 金融機関は、クラウドを利用する前に、強固なクラウド・ガバナンスのプロセスが構築され、継続的なレビューや改善が行われていることを確保すべき。 金融機関の取締役会は、金融機関の安全性と健全性を確保するため、クラウド・サービスのライフサイクル全般にわたる自社のリスク・アパタイトと整合的な、健全なガバナンス原則を促進すべき。 クラウド・サービス・プロバイダのデュー・ディリジェンスは、リスクベースで行うべき。 金融機関は、クラウド・サービス・プロバイダに期待される情報セキュリティとオペレーション基準に関する、明確で、（適切な場合には）測定可能な、契約上合意された条項やパラメータを設けるべき。 金融機関は、クラウド・サービス・プロバイダおよびその委託先に対して実効的な監視を行うべき。
クラウドの設計と統制	<ul style="list-style-type: none"> 金融機関は、関連する国際的な基準に準拠した、強固なクラウド・アーキテクチャを設計すべき。 金融機関は、クラウド・アプリケーションのデリバリー・モデルに対する実効的な監督を確保するため、少なくとも3年に1度、リスク管理の方針と実務をレビューすべき。 金融機関は、現行のチェンジ・マネジメントのプロセスがクラウド・サービスにも拡張されていることを確保すべき。 金融機関は、現行のバックアップとリカバリーの手順がクラウド・サービスにも適用されることを確保すべき。 金融機関は、クラウド・リスク管理の枠組みの一環として、強固なクラウド出口戦略を構築すべき。 金融機関は、サイバーセキュリティ・オペレーションのガバナンスと管理がクラウド・サービスにも適用されることを確保すべき。 金融機関は、クラウド環境におけるサイバーの脅威に対応できるよう、現行のサイバー危機管理方針や手続きを高度化すべき。

インプリケーション：金融機関によるクラウド・サービスの利用が進展する中、金融機関のオペレーショナル・レジリエンス、さらには、金融システムの安定が確保されるためには、金融機関によるリスク管理の高度化は不可欠である。その意味で、監督当局には、金融機関によるガイドラインの遵守状況を適切にモニタリングすることが期待されよう。

(出所) BNM ‘Exposure Draft on Cloud Technology Risk Assessment Guideline (CTRAG)’

執筆者

小林 晋也 / Shinya Kobayashi

マネージングディレクター

ファイナンシャルサービスズ

リスクアドバイザー事業本部

有限責任監査法人トーマツ

Deloitte.

デロイト トーマツ

デロイト トーマツ グループは、日本におけるデロイト アジア パシフィック リミテッドおよびデロイトネットワークのメンバーであるデロイト トーマツ合同会社ならびにそのグループ法人（有限責任監査法人トーマツ、デロイト トーマツ コンサルティング合同会社、デロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザー合同会社、デロイト トーマツ 税理士法人、DT 弁護士法人およびデロイト トーマツ コーポレート ソリューション合同会社を含む）の総称です。デロイト トーマツ グループは、日本で最大級のプロフェッショナルグループのひとつであり、各法人がそれぞれの適用法令に従い、監査・保証業務、リスクアドバイザー、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザー、税務、法務等を提供しています。また、国内約 30 都市以上に 1 万 5 千名を超える専門家を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はデロイト トーマツ グループ Web サイト（www.deloitte.com/jp）をご覧ください。

Deloitte（デロイト）とは、デロイト トウシュ トーマツ リミテッド（“DTTL”）、そのグローバルネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびそれらの関係法人（総称して“デロイトネットワーク”）のひとつまたは複数指します。DTTL（または“Deloitte Global”）ならびに各メンバーファームおよび関係法人はそれぞれ法的に独立した別個の組織体であり、第三者に関して相互に義務を課しまたは拘束させることはありません。DTTL および DTTL の各メンバーファームならびに関係法人は、自らの作為および不作為についてののみ責任を負い、互いに他のファームまたは関係法人の作為および不作為について責任を負うものではありません。DTTL はクライアントへのサービス提供を行いません。詳細は www.deloitte.com/jp/about をご覧ください。

デロイト アジア パシフィック リミテッドは DTTL のメンバーファームであり、保証有限責任会社です。デロイト アジア パシフィック リミテッドのメンバーおよびそれらの関係法人は、それぞれ法的に独立した別個の組織体であり、アジア パシフィックにおける 100 を超える都市（オークランド、バンコク、北京、ハノイ、香港、ジャカルタ、クアラルンプール、マニラ、メルボルン、大阪、ソウル、上海、シンガポール、シドニー、台北、東京を含む）にてサービスを提供しています。

Deloitte（デロイト）は、監査・保証業務、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザー、リスクアドバイザー、税務、法務などに関連する最先端のサービスを、Fortune Global 500®の約 9 割の企業や多数のプライベート（非公開）企業を含むクライアントに提供しています。デロイトは、資本市場に対する社会的信頼を高め、クライアントの変革と繁栄を促し、より豊かな経済、公正な社会、持続可能な世界の実現に向けて自ら率先して取り組むことを通じて、計測可能で継続性のある成果をもたらすプロフェッショナルの集団です。デロイトは、創設以来 175 年余りの歴史を有し、150 を超える国・地域にわたって活動を展開しています。“Making an impact that matters”をパーパス（存在理由）として標榜するデロイトの約 345,000 名のプロフェッショナルの活動の詳細については、（www.deloitte.com）をご覧ください。

本資料は皆様への情報提供として一般的な情報を掲載するのみであり、デロイト トウシュ トーマツ リミテッド（“DTTL”）、そのグローバルネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびそれらの関係法人（総称して“デロイトネットワーク”）が本資料をもって専門的な助言やサービスを提供するものではありません。皆様の財務または事業に影響を与えるような意思決定または行動をされる前に、適切な専門家にご相談ください。本資料における情報の正確性や完全性に関して、いかなる表明、保証または確約（明示・黙示を問いません）をするものではありません。また DTTL、そのメンバーファーム、関係法人、社員・職員または代理人のいずれも、本資料に依拠した人に関係して直接また間接に発生したいかなる損失および損害に対して責任を負いません。DTTL ならびに各メンバーファームおよびそれらの関係法人はそれぞれ法的に独立した別個の組織体です。

Member of

Deloitte Touche Tohmatsu Limited

© 2022. For information, contact Deloitte Tohmatsu Group.

